


広島県告示第三百四十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十九条の規定による職員の身分を示す証明書の様式を次のとおり定め、平成二十一年広島県告示第六十八号（農地法第四十九条の規定による職員の身分を示す証明書の様式）は、廃止する。

平成二十八年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

（表面）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名 <small>（ふりがな）</small>
年 月 日生
年 月 日
広島県知事 氏 名 

上記の職員は、農地法第49条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。

注 用紙の大きさは、横6 cm, 縦9.5cmとする。

(裏面)

農地法抜粋

(立入調査)

- 第 49 条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害関係人にこれを提示しなければならぬ。
- 3 第 1 項の場合には、農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、その土地又は工作物の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、通知をすることができない場合その他特別の事情がある場合には、公示をもつて通知に代えることができる。
- 4 第 1 項の規定による立入は、工作物、宅地及びかき、さく等で囲まれた土地に対しては、日出から日没までの間で行われなければならない。
- 5 国又は都道府県等は、第 1 項の土地又は工作物の所有者又は占有者が同項の規定による調査、測量又は物件の除去若しくは移転によつて損失を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。
- 6 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。